

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「行政・人材マネジメント課の服務」の下に「、採用」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。